

学校体育施設の利用に関する注意事項

※必ずお読みください※

本市では市内小中学校の学校体育施設（体育館・武道場・グラウンド）を学校教育上支障のない範囲内において開放をしています。昨今、施設や備品の老朽化による損傷のほか、誤った使用方法等による損傷の影響で学校教育上支障が生じているケースが見受けられます。

つきましては、学校教育上支障が生じることのないよう、以下の注意点をよくお読みの上、今一度、施設等の利用方法を見直していただき、今後も施設や備品が長期にわたって使用できるよう皆様のご理解、ご協力をお願いします。

【注意事項】

- 1 前回使用時と比較して施設又は備品に新たな損傷や不具合が発生していないか、利用前に必ず確認をしてください。新たな損傷や不具合を発見した場合は、お手数をおかけしますが、当該箇所をお手持ちのスマートフォンやデジタルカメラなどで撮影をし、画像を保存しておいてください（後日、破損状況の確認や原因特定等を行う際に画像の提供をお願いすることがあります。）。なお、施設利用をすることにより損傷や不具合の状況が悪化するおそれがある場合は、施設利用を取り止めるようお願いします。
- 2 利用時に施設や備品を損傷させてしまった場合又は発見した場合は、上記1のとおり画像を保存の上、利用日誌の特記事項欄に必ず記入するとともに、事案発生直後の平日・午前8時30分から午後1時00分までの間に下記の連絡先までご連絡ください。また、併せて利用した学校までご連絡ください。

《連絡先：三浦市市民部文化スポーツ課 046-882-1111（内線402）》
- 3 目的外の使用により施設や備品を損傷させてしまった場合は、原則として原状復帰にかかる費用は、利用団体において弁償していただくこととなります。備品購入費や工事費が高額になることも予測されるため、あらかじめ各利用団体におきまして、損害保険等への加入や費用負担に関する取り決めをしておくことをお勧めします。
- 4 学校体育施設開放は「三浦市学校体育施設の開放に関する規則」の定めるところにより、学校教育上支障のない範囲内において開放することを定めていることから、学校教育上支障が生ずると判断した場合には、利用を中止せざるを得なくなるため、いずれの利用団体におかれましても細心の注意を払って施設をご利用ください。